

3. 賃金における負担の問題

- ①いわゆる各種「運転者負担」の実態をどう考えるべきか。このような負担は許容されるものと考えべきか。
- ②「運転者負担」が望ましくないとすれば、どのようにして是正されるべきか。
- ③「運収還元方式」や「利益還元方式」について、仮に名義貸し行為に該当しないとして、その実態をどう考えるべきか。

これまでの懇談会等における議論

【運転者負担】

- 表向きの賃金から様々な名目により控除する引き算賃金となっており、意欲を引き出すような足し算運賃に変えていくことが必要ではないか。
- 設備費やクレジットの手数料を労働者に負担させることについては、業界として見直しの指導を過去に行ったが、実態としてまだ残っている。

【リース制・利益還元方式】

- リース制は偽装請負に等しく、名義貸しとして明確に禁止すべき。
- リース制に関して、名義貸しについては道路運送法で禁止行為として整理されているのではないか。
- 極端な歩合制と言うべきリース制が、「お客様は乗務員」といった勘違い経営者を生んでいるのではないか。
- リース制は、規制緩和の中で生き残っていく経営政策の中で派生してきた問題である。
- 狭義のリース制は、雇用関係ではないため、運転者に支払う対価は賃金とならない。したがって、「リース制賃金」という用語は不適切であり、「運収還元方式」又は「利益還元方式」と呼ぶべきでないか。